

## 京都市において定める施設・事業の認可基準等について

京都市において定める施設・事業（幼保連携型認定こども園・地域型保育事業）の認可基準等に関して、①基本的な考え方、②個別の施設・事業の基準について、幼児教育・保育部会に意見を求めるものです。

## 1 本市基準の基本的な考え方

- (1) 国基準を基本的に下回らない。
- (2) 本市の現行水準を確保する。
- (3) 現行制度からの移行に当たって、運営に支障が生じないよう特例を設けるなどの配慮を行う。

## 2 施設・事業の基準を定める項目

- (1) 幼保連携型認定こども園
  - ①学級編成・職員，②設備，③運営
- (2) 地域型保育事業（小規模保育事業A・B・C，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業）
  - ①職員数・資格要件，②設備・面積基準，③給食，④耐火基準等，⑤連携施設等
- (3) 確認基準
  - ①利用開始に伴う基準，②教育・保育の提供に伴う基準，③管理・運営等に関する基準，④撤退時の基準

※ 認可保育所については本市で基準条例を既に定めておりますが、今後国から新たな基準が示された場合、必要な対応を速やかに検討します。

**箱囲み部**は特に本市現行基準との比較により御意見をいただき、その他の事項については、国の子ども子育て会議で示された対応方針案（以下、「国基準（対応方針案）」という。）どおりと考えています。

今回いただいた御意見を反映し、次回の幼児教育・保育部会において、京都市の認可基準（案）について改めて御意見をいただきます。

なお、幼保連携型認定こども園における職員配置基準（**二重下線部**）は、現在も国から具体的な基準が示されておらず、今回本市基準をお示ししていませんが、上記の本市の基本的な考えを踏まえ、部会に意見を求めることとします。

## 今後のスケジュール（予定）

平成26年2～3月	幼児教育・保育部会で意見聴取
3月	国の基準に係る省令公布
5月	市会に基準条例案を提案
平成27年4月1日	基準条例施行

## 1 本市基準の基本的な考え方

(1) 国基準を下回る基準は定めない。

国基準（対応方針案）については、基本的に現行施設・事業の基準を引き継いでおり、現行の水準が確保されていると判断できることから、子ども子育て支援新制度において、本市が定める基準については、国基準（対応方針案）を基本ととらえ、下回らないものとする。

(2) 上記(1)を踏まえ、現行制度において既に適用している本市の基準がある場合は、本市の教育・保育の質を維持するために国基準（対応方針案）と異なる基準を定めることが必要かつ適切であるか検討する。

また、現行制度において基準を定めていない事項についても、これまでの本市における施設運営の実態等を踏まえ、個別に検討する。

(3) 現行制度からの移行に当たって、運営に支障が生じないよう特例を設けるなどの配慮を行う。

## 2 各施設・事業の基準

### (1) 幼保連携型認定こども園

#### ア 職員配置基準【従うべき基準】

##### 【基準制定の内容】

保育教諭数等の職員配置基準については、現在国から具体的な基準が示されていないところである（国においては、職員配置が公定価格や財源の確保との関連が強いことから、公定価格の議論の中で決定することとされている。）。そのため、国から基準が示された後に、上記1の本市基準の基本的な考え方を踏まえ部会に意見を求めることとしたい。

#### イ 施設・設備【従うべき基準】

##### 【基準比較表】

	保育所（京都市基準）	国基準（対応方針案）	本市基準（案）
施設・設備	<p>&lt; 2歳未満児を入所させる場合 &gt; 乳児室又はほふく室必置</p> <p>乳児室 1. 65㎡/人 ほふく室 3. 3㎡/人</p> <p>※ほふくするものを入所させる場合は、ほふく室必置</p>	<p>&lt; 2歳未満児を入所させる場合 &gt; 乳児室又はほふく室必置</p> <p>乳児室 1. 65㎡/人 ほふく室 3. 3㎡/人</p>	<p>&lt; 2歳未満児を入所させる場合 &gt; 乳児室又はほふく室必置</p> <p>乳児室 1. 65㎡/人 ほふく室 3. 3㎡/人</p> <p>※ほふくするものを入所させる場合は、<u>ほふく室必置</u></p>

【基準制定の内容】

2歳未満児でほふくを行うものに係る乳児室又はほふく室の面積は、2歳未満児でほふくを行うもの1人当たり3.3㎡以上であることを明確化する。

【明確化する理由】

国基準（対応方針案）が乳児室（1.65㎡/人）だけを設ければ足りると誤って解釈されるおそれがあることから、基準上、2歳未満児でほふくを行うものは3.3㎡/人以上必要であることを明確化する。

(2) 小規模保育事業

ア 職員資格要件【従うべき基準】

【基準比較表】

	国基準（対応方針案）			本市基準（案）
	A型	B型	C型	
職員資格要件	<p>&lt;A型&gt; すべて保育士</p>	<p>&lt;B型&gt; 2分の1以上が保育士</p>	<p>&lt;C型&gt; 家庭的保育者（+家庭的保育補助者） ※家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者</p>	<p>&lt;A型&gt; すべて保育士 &lt;B型&gt; <u>3分の2以上が保育士</u> &lt;C型&gt; 家庭的保育者（+家庭的保育補助者） <u>家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士</u></p>

【基準制定の内容】

A型：国基準（対応方針案）どおり

B型：3分の2以上が保育士であることとする。

C型：家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士であることとする。

【上乗せする理由】

B型：A型とC型の中間の類型とされるB型について、より高い保育の質を確保するため、3分の2以上が保育士であることとする。

C型：本市で現在実施している昼間里親等のグループ型小規模保育事業において、家庭的保育者は本市が実施する研修又は本市がこれと同等と認める研修を修了することに加え、より高い保育の質を確保するため、保育士資格を求めている。そのため、現行制度のグループ型小規模保育事業と同等の基準であるC型においても、現行の保育の質を維持するため、現行と同様に家庭的保育者に保育士資格を求めることとする。

イ 耐火基準等【参酌すべき基準】

【基準比較表】

	国基準（対応方針案）			本市基準（案）
	A型	B型	C型	
耐火基準等	保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物でなければならない。 また、次の設備を設置すること。 ・消火器 ・非常警報器具 ・保育室等を2階以上に設置する場合は手すり等の乳幼児の転落事故防止設備			<A型・B型> 国基準どおりとする。 <C型> 国基準どおりとする。 <u>ただし、現行制度の昼間里親等のグループ型小規模保育事業等からの移行については、移行特例を設ける。</u>

【基準制定の内容】

A型・B型：国基準（対応方針案）どおり

C型：国基準（対応方針案）どおり。ただし、本市で現在実施している昼間里親などのグループ型小規模保育事業においては、期限を定め、消火器、非常警報器具の設置に加え、火災通報装置（消防機関に通報する火災報知装置）の設置を求めることにより、保育室等を2階以上に設置する場合に耐火・準耐火建築物であることを求める規定を適用しないこととする。

【移行特例を設ける理由】

現在本市で実施している昼間里親等のグループ型小規模保育事業には、耐火・準耐火建築物であることを求める規定がないが、小規模保育事業の国基準（対応方針案）では耐火・準耐火建築物であることが求められている。そのため、現行事業の実施施設からの移行については、適正な運営が確保されている場合に、期限を定め、保育室等を2階以上に設置する場合に耐火・準耐火建築物であることを求める規定を適用しない特例を設けるものとする。また、その間の児童の安全対策として、火災の際の円滑な避難誘導及び消防機関への通報を行うため、火災通報装置（消防機関に通報する火災報知装置）の設置を求めることとする。

(3) 家庭的保育事業

職員資格要件【従うべき基準】

【基準比較表】

	国基準（対応方針案）	本市基準（案）
職員資格要件	家庭的保育者（＋家庭的保育補助者） ※家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識等を有すると市町村長が認める者	家庭的保育者（＋家庭的保育補助者） <u>家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士</u>

【基準制定の内容】

家庭的保育者は、必要な研修を修了した保育士であることとする。

【上乗せする理由】

小規模保育事業のC型については、現行の保育の質を維持するため、家庭的保育者に保育士資格を求めることとしている。そのため、国基準（対応方針案）において同じ資格要件である家庭的保育事業においても、家庭的保育者に保育士資格を求めることとする。

(4) 居宅訪問型保育事業

職員資格要件【従うべき基準】

【基準比較表】

	国基準（対応方針案）	本市基準（案）
職員資格要件	必要な研修を修了し，保育士，保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	必要な研修を修了した <u>保育士</u>

【基準制定の内容】

保育従事者は，必要な研修を修了した保育士であることとする。

【上乗せする理由】

より高い保育の質を確保するため，保育従事者に保育士資格を求めることとする。

(5) 事業所内保育事業

職員資格要件【従うべき基準】

【基準比較表】

	国基準（対応方針案）	本市基準（案）
職員資格要件	定員20名以上：認可保育所と同様 定員19名以下：小規模保育事業（A型，B型）と同様	定員20名以上：認可保育所と同様（国基準（対応方針案）どおり） 定員19名以下： <u>本市の小規模保育事業（A型，B型）の基準と同様</u>

【基準制定の内容】

定員19名以下は本市の小規模保育事業（A型，B型）の基準と同様とする。

【上乗せする理由】

国基準（対応方針案）では、定員20名以上は認可保育所と、定員19名以下は小規模保育事業（A型，B型）と整合性を図っていくと示されおり、本市基準においては、定員20名以上は認可保育所（国基準（対応方針案）どおり）と、定員19名以下は、上乗せをしている本市の小規模保育事業（A型，B型）との整合性を図っていく。

(6) 確認制度の運営基準

記録の整備【参酌すべき基準】

【基準比較表】

	国基準（対応方針案）	本市基準（案）
記録の整備	教育・保育の提供に関する記録の保存年限： <u>〇</u> 年 ※ 他制度では2年と規定されている。	教育・保育の提供に関する記録の保存年限： <u>5</u> 年

【基準制定の内容】

教育・保育の提供に関する記録の保存年限は5年と定める。

【上乗せする理由】

給付費等が過大請求となった場合等に、返還額を確定するために記録が必要であることから、他の社会福祉施設の基準と同じく、返還請求権の消滅時効（5年）に合わせる。

(7) 全ての基準で定める事項

項目	国基準（対応方針案）	本市基準（案）
人権擁護・虐待防止 (追加)	-	次の努力義務規定を設ける。 ・ 責任者の設置その他必要な体制の整備 ・ 職員に対する研修の実施その他の必要な措置の実施
暴力団排除 (追加)	-	次の規定を設ける。 ・ 施設長等からの暴力団員の排除 ・ 運営に係る暴力団員等の支配の排除

【追加で基準を定める理由】

人権擁護・虐待防止，暴力団排除の事項については，他の社会福祉施設の基準と同じく，基準を定める。

<参考：第1回幼児教育・保育部会資料7の内容を再掲>

### 1 子ども・子育て支援給付対象施設（幼児教育・保育部会関係）

子ども・子育て支援給付対象施設のうち、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可基準並びに確認制度（給付対象施設・事業所）の運営基準について、本市で新たに条例を定める。

		現行	新制度後
施設型	幼稚園	幼稚園設置基準（文部科学省令）…①	同左
	保育所	京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例…②	同左 ※今後示される国基準により、改正が必要になる場合がある。
	認定こども園		
	幼保連携型	幼稚園の認可：①と同じ 保育所の認可：②と同じ 認定こども園としての認定：京都府認定こども園の認定の要件等に関する条例…③	<b>基準条例制定</b>
	幼稚園型	①，③と同じ	同左
	保育所型	②，③と同じ	同左
	地方裁量型	③と同じ	同左
地域型	小規模保育事業	—	<b>基準条例制定</b>
	家庭的保育事業	—	
	居宅訪問型保育事業	—	
	事業所内保育事業	—	

※ 現行の昼間里親，グループ型小規模保育，保育所実施型家庭的保育については，本市規則により実施している。

その他，本市で新たに条例を定めるもの

	現行	新制度後
確認制度（給付対象施設・事業所）の運営基準	—	<b>基準条例制定</b>

## 2 認可基準等を規定又は改正することが必要となる施設・事業等 (各項目の詳細は別紙のとおり)

### 認可基準を規定又は改正することが検討されている項目

#### (1) 既に条例を定めている施設

保育所
1 設備 (従うべき基準) ①保育室等の設置, ②保育室等の面積, ③保育に必要な用具の設置, ④園舎の階数, 保育室等の設置階, ⑤食事の外部搬入の特例
2 職員 (従うべき基準) ①職員の配置, ②職員配置基準
3 運営 (参酌すべき基準) ①保育時間, ②保育の内容, ③保護者との連絡
※下線の項目については, 本市条例で独自基準を定めている項目 ※「従うべき基準」等については, 現行の国基準によるもの。

#### (2) 新たに認可基準等を規定する施設・事業等

幼保連携型認定こども園
1 学級編成・職員 (従うべき基準) ①学級編成, ②職員配置基準 (学級編成基準), ③園長等の資格, ④その他の職員の配置, ⑤短時間勤務 (非常勤) 職員の扱い
2 設備 (従うべき基準) ①建物及び附属設備の一体的設置【移行特例あり】, ②保育室等の設置, ③園舎の階数, 保育室等の設置階【移行特例あり】, ④園舎・保育室等の面積【移行特例あり】, ⑤運動場等の設置・面積【移行特例あり】, ⑥調理室等の設置, ⑦その他の設備
3 運営 (参酌すべき基準 (①を除く)) ①平等取扱い, 虐待・懲戒権限乱用の禁止, 秘密保持等 (従うべき基準), ②教育時間・保育時間等, ③食事の提供, ④園児要録・出席簿, ⑤研修等, ⑥職員会議, ⑦運営状況評価, ⑧苦情解決, ⑨家庭・地域との連携, 保護者との連絡, ⑩健康診断, ⑪感染症に係る臨時休業・出席停止, ⑫子育て支援

地域型保育事業			
小規模保育	家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	事業所内保育事業
1 職員数・資格要件 (従うべき基準) ①職員数, ②資格要件 2 設備・面積基準 (参酌すべき基準) ①設備, ②園庭 3 給食 (自園調理) (参酌すべき基準) ①給食, ②設備, ③職員 4 耐火基準 (参酌すべき基準) 5 連携施設 (参酌すべき基準) 6 利用定員の区分 (参酌すべき基準)	1 職員数・資格要件 (従うべき基準) ①職員数, ②資格要件 2 設備・面積基準 (参酌すべき基準) ①設備, ②園庭 3 給食 (自園調理) (参酌すべき基準) ①給食, ②設備, ③職員 4 耐火基準 (参酌すべき基準) 5 連携施設 (参酌すべき基準)	職員数・資格要件 (従うべき基準) ①職員数, ②資格要件	1 職員数・資格要件 (従うべき基準) ①職員数, ②資格要件 2 設備・面積基準 (参酌すべき基準) ①設備, ②園庭 3 給食 (自園調理) (参酌すべき基準) ①給食, ②設備, ③職員 4 耐火基準 (参酌すべき基準) 5 連携施設 (参酌すべき基準)

確認基準
1 利用開始に伴う基準 (参酌すべき基準) ①内容・手続きの説明, 同意, 契約, ②応諾義務 (正当な理由のない提供拒否の禁止), ③定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考, ④支給認定証の確認, 支給認定申請の援助 2 教育・保育の提供に伴う基準 (参酌すべき基準) ①幼稚園教育要領, 保育所保育指針等に則った教育・保育の提供, ②子どもの心身の状況の把握, ③子どもの適切な処遇 (虐待の禁止等を含む), ④連携施設との連携 (地域型保育事業のみ), ⑤利用者負担の徴収 (実費徴収, 上乗せ徴収を含む), ⑥利用者に関する市町村への通知 (不正受給の防止), ⑦特別利用保育・特別利用教育の提供 (定員外利用の取扱い) 3 管理・運営等に関する基準 (参酌すべき基準 (②を除く)) ①施設の目的・運営方針, 職員の職種, 員数等の重要事項を定めた運営規程の策定, 揭示②秘密保持, 個人情報保護 (従うべき基準), ③非常災害対策, 衛生管理, ④事故防止及び事故発生時の対応, ⑤評価 (自己評価, 学校関係者評価, 第三者評価), ⑥苦情処理, ⑦会計処理 (会計処理基準, 区分経理, 用途制限等), ⑧記録の整備, ⑨管理・運営等に関するその他の事項 4 撤退時の基準 (参酌すべき基準)

※ 小規模保育事業, 家庭的保育事業, 居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可基準については, 現在国から, 「職員数・資格要件」, 「乳幼児の適切な処遇の確保, 安全の確保, 秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については「従うべき基準」, それ以外に事項は「参酌すべき基準」と示されている。